※法律等は随時変更されますので、実行時には必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの場合は、○年○月号No.○というように番号でお問い合わせ下さい。

1 労働時間の上限規制の見直し

施行日：2024年4月1日　｜　法案□　成立済☑　施行済□　｜　労働基準法

2024年4月に、労働時間の上限規制(※1)の猶予/除外が一部終了する。対象業務は、建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業である（新技術・新商品等の研究開発業務は、上限規制適用時除外継続）。猶予の終了の概要は右表のとおりである。

2024年4月1日以降を対象期間の始期とする36協定を結ぶ場合には、右表業種は特別条項においても労働時間の上限が適用される。36協定を結ばずに時間外労働を行った場合や、協定の上限を超えて労働させた場合には法違反となり、罰則（６か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがある。

2024年4月1日～　猶予終了後の取り扱い（○：適用、△：適用（水準は一部猶予）、ー：適用外）

業種	原則	特別条項付36協定での上限規制			
	時間外労働	時間外労働		時間外労働＋法定休日労働	
	月45時間・年360時間以内	①月45時間超6ヶ月以内	②年720時間以内	③複数月平均80時間以内	④単月100時間以内
建設事業	○	○	○	○ 災害の復旧・復興の事業は対象外	○ 災害の復旧・復興の事業は対象外
自動車運転の業務	○	ー	△ 年960時間以内	ー	ー
医師	○	○	△(※2)	ー	○(※3)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	○	○	○	○	○
新技術・新商品等の研究開発業務	○	ー			

(※)2019年4月（中小企業は2020年4月）より、36協定を締結しても、①月45時間以上の時間外労働は年間6ヶ月まで、②年間時間外労働は720時間まで、時間外労働と法定休日労働の合計は③複数月平均で80時間以内かつ④単月100時間以内とするもの。一部業種・業務については、5年間（＝2024年3月31日まで）猶予/除外されているほか、4月以降の猶予終了後も適用除外や時間水準が一部緩和されている。

(※2)医師の場合、時間外労働と法定休日労働の合計で年960時間以内とされている。また、地域医療等に医師を派遣する病院、救急医療、研修医については、年1860時間とする特例が設けられている。

(※3)①連続勤務時間制限28時間、②勤務間インターバル９時間の確保、③代償休息のセットを全て講じた場合、適用除外とすることが出来る。

【時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html
【適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」】https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。
ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。
※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

Copyright © Attax Human Consulting All Rights Reserved.